高規格堤防

高規格堤防特別区域について

国土交通省 大和川河川事務所

高規格堤防特別区域って、何？

高規格堤防の整備を行うと、その土地は「河川区域」および「高規格堤防特別区域」に指定され、登記簿には高規格堤防特別区域内の土地になったことが登記されます。また、高規格堤防特別区域では通常の土地利用は可能ですが、一部「許可が必要になる行為」や「許可できない行為」があります。

河川区域および高規格堤防特別区域に関する不動産登記について

高規格堤防特別区域の指定および公示が行われたときは、速やかに、高規格堤防特別区域内の土地となった旨または河川区域内および高規格堤防特別区域内の土地となった旨の登記を河川管理者が行うことになります。

●登記事項証明書例（土地登記簿謄本）イメージ

全部事項証明書　　（土地）

【表題部】（土地の表示）			調製	地図番号	余白
【所在】			余白		
【①地番】	【②地目】	【③地積】 ㎡	【原因及びその日付】	【登記の日付】	
	畑	350	余白	余白	
余白	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成　年　月　日	
余白	平成　年　月　日河川法による河川区域（高規格堤防特別区域）内の土地	余白	余白	平成　年　月　日	

【甲区】（所有権に関する事項）				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	所有権移転		-	所有者　内務省 順位1番の登記を移記
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成　年　月　日

河川法許可申請に必要な書類

高規格堤防特別区域での土地利用に際し、河川法の許可申請が必要となる行為があります。許可申請に当たりご不明な点がございましたら、大和川河川事務所（電話:072-971-1381）にお問い合わせ下さい。

なお、許可申請を行う際には下記の書類が必要です。

・許可申請書（様式甲、様式乙）
・添付図書（計画概要、位置図、平面図、断面図、構造図、写真、土地の権限に関する図書、その他）

許可が不要である行為

高規格堤防整備を行った土地では、基礎杭・電柱・その他棒状の工作物や地表から1m以内の工作物をつくる場合、盛土を行う場合、地表から1.5m以内の掘削でただちに埋め戻す場合、竹林の植栽または伐採する場合など、通常の土地利用が可能です。

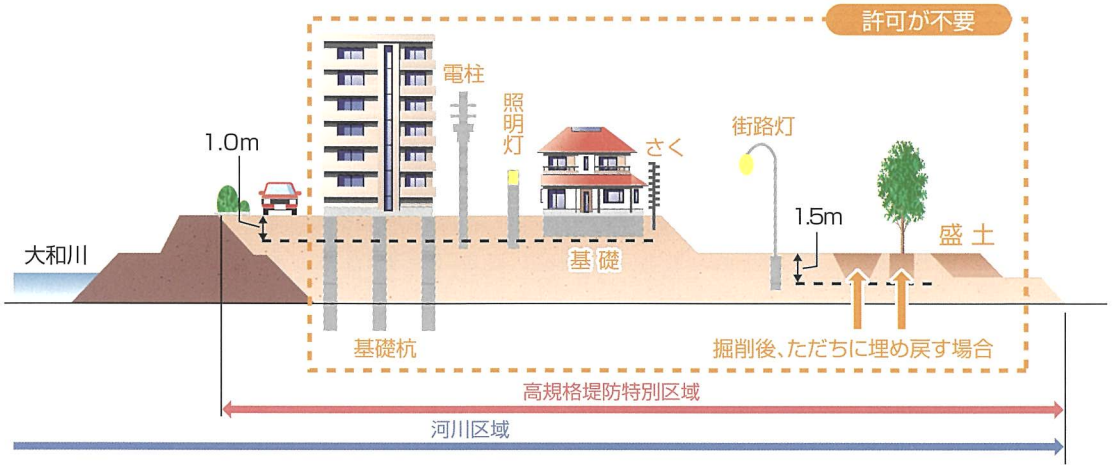

許可が必要である行為

1.5m以上の掘削で掘削後ただちに埋め戻す場合、地表面から深さ1.0m以上の地下に設ける構造物をつくる場合、切土を行う場合には、許可が必要になります。

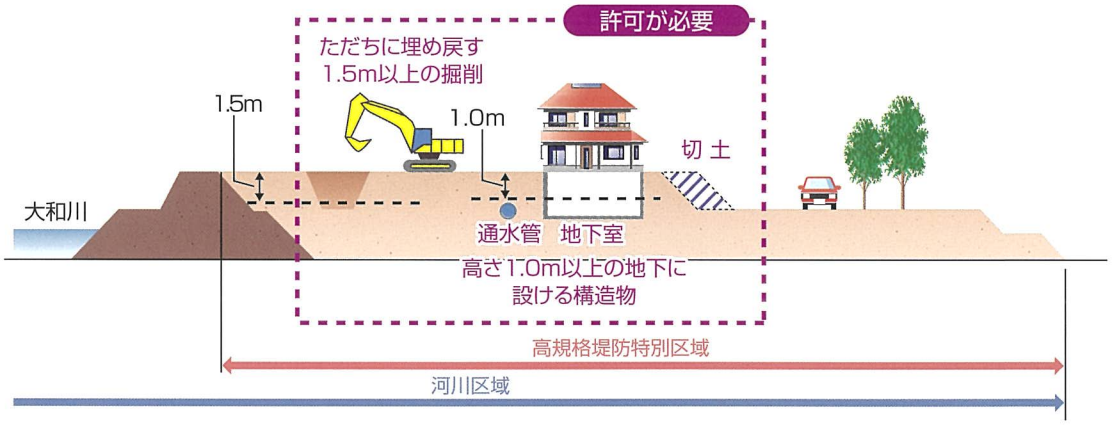

許可できない行為

掘削後の埋め戻しが行われない行為や水みちの発生、拡大が生じる行為は許可できません。

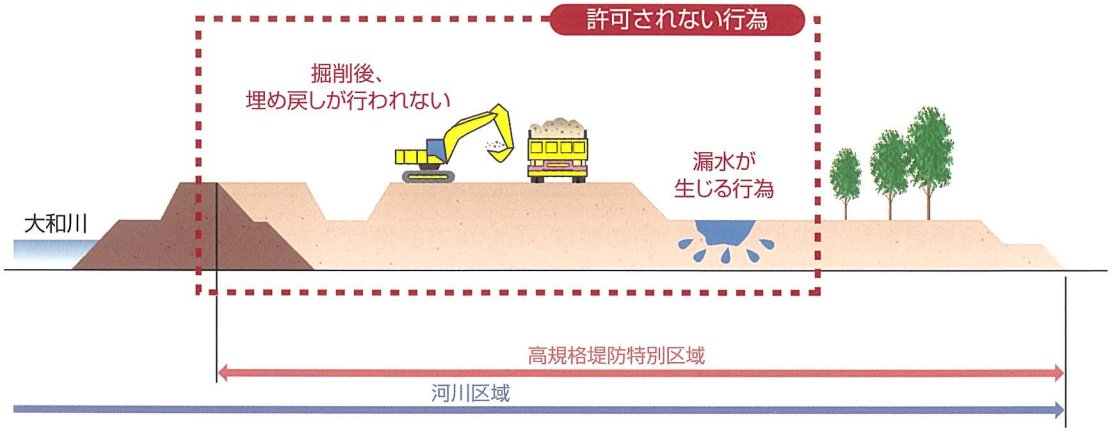

■工作物の新築・改築または除却に対する許可の分類（河川法第26条）

分類	事項				地表	地下0～1.0m	地下1.0m～
河川区域（一般）	全ての工作物の新築・改築または除却				要	要	要
高規格堤防特別区域	工作物の新築または改築	（1）通水・貯水施設		イ）漏水のおそれのあるもの	要	要	要
				ロ）漏水のおそれのないもの	不要	不要	要
		（2）地下工作物	①棒状の工作物で地下に設けられることとなる部分以外の土地の掘削を伴わずに鉛直方向に設置されるもの	イ）基礎杭（きそぐい）	—	不要	不要
				ロ）電柱			
				ハ）イ・ロに類する工作物			
			② ①以外の施設で通水・貯水施設でないもの		—	不要	要
		（3）地階を有しない建築物等で通水・貯水施設でないもの			不要	—	—
	工作物の除却	（1）地下における除却		イ）ただちに埋め戻すもの	—	不要	要
				ロ）ただちに埋め戻さないもの	—	要	要
		（2）地上における除却			不要	—	—

■土地の掘削・盛土・切土等に対する許可の分類（河川法第27条）

分類	事項		地表	地下0～1.5m	地下1.5m～
河川区域（一般）	土地の掘削・盛土もしくは切土その他の形状を変更する行為、または竹木の植栽もしくは伐採		要	要	要
		①河川法第26条第1項の許可に係る行為のためにするもの	不要	不要	不要
		②政令で定める軽易な行為			
高規格堤防特別区域	（1）掘削	①河川法第26条第1項の許可に係る行為のためにする掘削	—	不要	不要
		②河川法第26条第1項ただし書の政令で定める軽易な行為			
		③河川法第26条第2項第1号の行為のためにする掘削			
		④上記①、②以外の土地の掘削で当該掘削した土地をただちに埋め戻すもの	—	不要	要
		⑤上記①～④以外の土地の掘削	—	要	要
	（2）切土	①河川法第26条第1項の許可に係る行為のためにする切土	—	不要	不要
		②上記①以外の切土	—	要	要
	（3）盛土		不要	—	—
	（4）土地の掘削・盛土および切土以外の土地の形状を変更する行為（例:整地、敷きならし等の行為）		不要	—	—
	（5）竹木の植栽または伐採		不要	不要	要（掘削について）

■高規格堤防に関するお問い合わせは、下記までお寄せ下さい

国土交通省　近畿地方整備局　大和川河川事務所　工務課・占用調整課
〒582-0009　大阪府柏原市大正2丁目10番8号　　電話 072-971-1381